

証券会社の投資一任業務等の兼業に係る規制の見直しについて

1. 金融システム改革の際、資産運用サービスに係る競争の一層の促進、証券会社に係る業務の多様化を図る観点から、証券会社に投資一任契約に係る業務等の兼業を認め、ラップアカウントなどの資産管理型営業への移行を図ることとされた。
2. しかしながら、投資一任契約に係る業務等を兼業している証券会社は未だ少数に止まっており、資産管理型営業への移行はほとんど進んでいない状況であるが、その一因として、これらの兼業に係る規制について以下のような実態にそぐわない面があるとの指摘がなされている。

有価証券の自己売買を大量に行っているような証券会社にとっては、当該自己売買に係る書面の顧客への交付が過大な事務負担となるおそれがあること。

証券会社は証券業の他、証券取引法に基づく多様な業務を行っているが、専門義務を課されている投資一任契約に係る業務等を兼業すると、これらの業務が行えなくなるおそれがあること。

3. 上記を踏まえ、今後、以下の方向で投資顧問業法等の立案を進め、所要の規定の整備を行う。

自己売買に係る顧客への書面開示について、投資者保護のため支障を生ずることがない体制を整備している場合等には、当該書面を顧客へ交付しないことを可能とする。

証券会社が投資一任契約に係る業務等を営む場合でも、投資者保護のため支障を生ずることがないと認められる場合には、証券業以外の業務が兼業できるよう、所要の措置を講じる。

ラップアカウントとは、一般的に証券会社が自社又は外部（投資顧問会社）のファンドマネージャー、あるいは投資信託を利用・斡旋する形で個人投資家の資産の運用・管理を行い、投資アドバイス料・売買執行に伴う手数料や口座管理料等の全ての手数料を一括して運用資産残高に比例して報酬として徴収する口座のことを言う。

参照条文

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（抄）

（契約を締結している顧客に対する書面の交付）

第十六条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結している顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、六月に一回以上、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

- 一 当該投資顧問業者が自己の計算で行った有価証券の売買、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引のうち当該顧客に対して助言を行ったものと同一の銘柄について取引を行った事実の有無
 - 二 前号の場合において、取引を行った事実があるときは、その売買の別（有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引にあつては、売買の別に相当するものとして内閣府令で定める事項）
- （以下略）

（業務の範囲等）

第二十三条 投資顧問業者は、投資信託委託業、投資法人資産運用業又は証券業（証券取引法第一条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営むこととするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 投資顧問業者が証券業を営む場合における第十六条第一項の規定の適用については、同項第一号中「事実の有無」とあるのは、「事実の有無（政令で定めるものに限る。）」とする。

3 投資顧問業者が証券業を営む場合においては、その行う投資顧問業に関して、第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

4 投資顧問業者が証券業を営む場合における第二十条の規定の適用については、同条中「貸付け」とあるのは「貸付け（証券取引法第百五十六条の二第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる第三者たる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものを除く。）」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

5 前三項に定めるもののほか、投資顧問業者が証券業を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

（兼業の制限等）

第二十一条 認可投資顧問業者は、投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業及び証券業のほか、他の業務を営むことができない。ただし、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関連する業務で、当該認可投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定により認可投資顧問業者が証券業を営むとする場合においては、第二十三条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 認可投資顧問業者が証券業を営む場合における第二十三条において準用する第十六条第一項の規定の適用については、同項第一号中「事実の有無」とあ

るのは、「事実の有無（政令で定めるものに限る。）」とする。

4 認可投資顧問業者が証券業を営む場合においては、第三十三条において準用する第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

5 認可投資顧問業者が証券業を営む場合における第三十三条において準用する第二十條の規定の適用については、同条中「証券会社」とあるのは、「第三者たる証券会社」と、「貸付けを」とあるのは、「貸付けその他の政令で定めるものを」と、「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該認可投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該認可投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

6 前二項に定めるもののほか、認可投資顧問業者が証券業を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項（その行う投資一任契約に係る業務に関するものに限る。）は、政令で定める。

（準用規定）

第三十三条 第十二条、第十三条（第一項を除く。）、第十四条（第一項第二号を除く。）、第十五条第一項及び第二項、第十六条及び第十八条から第二十条までの規定は、投資顧問業者が認可投資顧問業者として投資一任契約に係る業務を行う場合に準用する。この場合において、第十三条第二項中「自ら行った有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づき投資判断に関する助言」とあるのは、「投資一任契約を締結している顧客から一任されて行った投資」と、同条第三項中「第四条の登録」とあるのは、「第二十四条第一項の認可」と、「助言」とあるのは、「投資判断」と、第十四条第一項中「投資顧問契約」とあるのは、「投資一任契約」と、第十五条第一項中「投資顧問契約」とあるのは、「投資一任契約」と、同条第二号中「助言の内容及び方法」とあるのは、「投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項（投資判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部を第二十条第四項第一号に規定する政令で定める者に再委任する場合における当該政令で定める者の名称及び当該再委任の範囲を含む。）」と、同項第五号中「事項（第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。）」とあるのは、「事項」と、第十六条第一項中「投資顧問契約」とあるのは、「投資一任契約」と、「六月」とあるのは、「三月」と、同項第一号中「当該顧客に対して助言を行ったもの」とあるのは、「当該顧客から一任されて投資を行ったもの」と、第十八条中「顧客を相手方として又は当該顧客のために」とあるのは、「顧客を相手方として」と、第十九条中「いかなる名目によるかを問わず」とあるのは、「顧客のために証券取引行為を行う場合において、当該行為による取引の決済のために必要な場合を除くほか、いかなる名目によるかを問わず」と、第二十条中「貸付け」とあるのは、「貸付け（証券取引法第百五十六条の二第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けを除く。）」と読み替えるものとする。

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（抄）

（証券業を営む投資顧問業者が開示を要する取引）

第十一条 法第二十三條第一項に規定する政令で定めるものは、投資顧問業者が投資顧問契約を締結している顧客に対して助言を行ったものと同一の銘柄について、当該助言を行った日と同一の日（当該投資顧問業者の計算で行った取引とする。）

（証券業を営む認可投資顧問業者が開示を要する取引）

第十五条 法第三十一条第二項に規定する政令で定めるものは、認可投資顧問業者が投資一任契約を締結している顧客から一任された投資判断に基づき投資を行ったものと同一の銘柄について、当該投資判断に基づき投資を行った日と同一の日（当該認可投資顧問業者の計算で行った取引とする。）

投資信託及び投資法人に関する法律（抄）

（兼業の制限）

第三十四条の十一 投資信託委託業者は、前条第一項の届出をして行う業務及び同条第二項の認可を受けて行う業務のほか、他の業務を営むことができない。ただし、投資信託委託業者又は投資法人資産運用業に関連する業務で、当該投資信託委託業者又は投資法人資産運用業を営むにつき公益又は投資者の保護に欠けるおそれがないと認められるものについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（以下略）